

## 令和2年度第1回弘前市地域包括支援センター運営協議会会議録

日 時 令和2年8月6日(木) 午後1時～午後3時20分

場 所 弘前市民会館 1階 大会議室

出席委員 梅村芳文、三上総一郎、小川幸裕、成田和博、中村亨、前田淳彦、島浩之、大湯恵津子、相馬齋弼、吉本睦子、久保杉嘉衛、丹藤雄介、川村陽彦

オブザーバー 弘前市第一地域包括支援センター 堀川恵、弘前市第二地域包括支援センター 佐藤晴樹  
弘前市第三地域包括支援センター 佐藤史、弘前市東部地域包括支援センター 相馬崇治  
弘前市西部地域包括支援センター 會津領子、弘前市南部地域包括支援センター 佐藤真実  
弘前市北部地域包括支援センター 對馬洋樹

事務局 福祉部長 番場邦夫、介護福祉課長 工藤繁志、介護福祉課長補佐 工藤信康、  
介護福祉課長補佐兼自立・包括支援係長 相馬延承、介護給付係長 齋藤和孝、  
介護事業係主事 岸陽香、自立・包括支援係主査 三上佳恵、同主査 大坊裕子  
福祉総務課長補佐 兼平光紀  
国保年金課長補佐 葛西正樹、国保健康事業係総括主幹 三上浄子

### ○委嘱状交付

委員異動につき、青森県中南地域県民局地域健康福祉部保健総室次長 三上氏並びに中南地域  
県民局地域健康福祉部長兼福祉総室長 久保杉氏に委嘱状交付

### ○挨拶

番場福祉部長より挨拶

### ○案件 (1)平成31年度事業報告及び収支決算について

相馬介護福祉課長補佐兼自立・包括支援係長、三上自立・包括支援係主査が説明(資料 P1～P55)

発言者	内 容
梅村会長	案件(1)の説明に関して質問、意見などありませんか。
小川委員	3ページのケアマネジメントの実績についてですが、今回から三職種による支援計画を出していただいて実態がわかりやすくいい資料だなと感じております。三職種一人当たりの担当件数を見ると、平均は28.5件ですが、第一包括の42.8件と西部包括の14.0件では28.8件と大分差があります。市としてはどの辺の件数が適正な目安と考えているのか、またこの件数の多い、少ないによってどういう業務に影響が出ているのか、把握されているのであれば教えていただきたい。
相馬介護福祉課長補佐兼自立・包括支援係長	要介護1以上の方のケアプランに関しては、国では35件ぐらいを目安にしています。要支援のケアプランとはイコールではない部分もあるかとは思いますが、一応35件前後が目安になるものと考えております。今回、前年度だけの数値を出しており、その前との比較はできていないのですが、平成31年度から通所型サービスAと訪問型サービスAという形で、新たに生活支援のヘルパーであるとか生きがい型のデイサービスに切り替わりました。それに合わせて基本チェックリストを実施して、事業対象者になるというように移行しましたので、それによって数が増えていると認識しております。現状では、包括間で件数に開きがありますが、昨年度に検討していただいた圏域の見直し、人員増の体制強化ということで、西部包括には南部から一部地域を移したり、第三包括は圏域の増減はありませんが、人員を1名増員したいという案になっておりますので、この体制強化によって、令和3年度以降はある程度平均化にもっていけるのではないかと考えております。

前田委員	11ページの決算状況について、収入と支出の合計が同額になっている包括がいくつかあるが、これはどういうことで同額になるのか。収入に対して支出が何か補填されて同額になるような仕組みになっているのか、教えていただきたい。
相馬介護福祉課長補佐兼自立・包括支援係長	市としては、包括的支援事業に関しまして、三職種の人件費を委託料で出しております。それ以外の収入についてはケアマネジメントのプラン収入によってある程度賄っていただいていると思います。これに加えて、介護予防支援事業の収入・支出もあり、市の委託料の額を踏まえ全体のプラスマイナスをみて収支を調整していただいております。
梅村会長	委託料で出しているもので賄いながら全体で調整しているということでもいいですか。
相馬介護福祉課長補佐兼自立・包括支援係長	市で出している委託料の部分は、返還することなく、そこはプラスマイナス0で調整する形でやっていただいております。
前田委員	収入と支出で、支出が少なかった場合、その差額はどのようになっているのか。また、支出が収入に対してオーバーした場合、その差額はどうなっているのか。
相馬介護福祉課長補佐兼自立・包括支援係長	支出の方が少なかった場合は、委託料の返還ということになります。包括的支援事業で支出が多かった場合でも、介護予防支援事業とのプラスマイナスで調整をする場合もございます。他には、法人に委託をお願いしていますので、(1)と(2)を足してマイナスになった場合は、法人の全体的な他の方からの繰り入れという形で調整していただいている場合もございます。
三上委員	収支決算の「その他」に、中身としてあるところとないところがあるが、何か付加的な事業をやっているのかどうか。
相馬介護福祉課長補佐兼自立・包括支援係長	出席していただいているセンター長にも確認したのですが、すぐには答えられないということですので。
梅村会長	それでは、次回までの宿題ということでお願いします。
成田委員	7つの包括の業務が幅広くて大変だなということを感じました。居宅介護支援事業所のケアマネは利用者や家族と関わりながら仕事をしていますが、包括支援センターが後方にいるから安心して仕事ができると思います。虐待事例や困難事例などには、ケア会議や事例検討会で課題を解決なさっていると思いますが、地域包括支援センターで全てを解決できるものではないと思います。そのような場合、市役所が積極的に介入することはあるのでしょうか。
相馬介護福祉課長補佐兼自立・包括支援係長	課題を抱える世帯から包括が相談を受けた場合、包括のみでは対応が難しい部分もございますので、市と連携して対応しています。虐待であれば分離の判断は市の方で行って対応していますし、一緒に訪問したり、警察と連携をとったりすることもあります。また、高齢者の子どもさんで、40・50代の障がいのある方へのアプローチとなれば市の障がい福祉課とも連携をとって対応することもあります。障がい者を支援するNPOと連携をとることもあります。生活困窮者の場合は、生活保護の申請となれば生活福祉課と連携し、就労的なものであれば就労自立支援室もございます。相談いただいた世帯の状況に合わせて、協力して対応しております。

丹藤委員	事業報告書のシートのことですが、地域課題と目標、取組の評価というのが一致していて、わかりやすくなっており、達成度も感じられる報告書になっていると思います。その中で、ちょっと気づいたことですが、第二包括から北部包括のところまでは、目標とそれに対する取り組みの結果が書かれていて一致感がありました。第一包括のところだけが5番、6番があって、未解決だった部分や課題などが書いてあり、これが大切な点であると思います。このシートの中に、この部分を書く欄があると、来年度の計画を立てる時に、ここの部分を改善・解決するといいいねという視点になると思います。
梅村会長	全くそのとおりで、5番、6番については、案件4でも取り上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。ここまでで、その他にないでしょうか。
	(発言なし)

○案件 (2)令和2年度事業計画及び収支予算について

大坊自立・包括支援係主査が説明(資料 P56~99)

発言者	内 容
梅村会長	今の説明に対して、何か質問等ありますでしょうか。 もし、よろしければ細かいところについては、次の案件4の地域課題のところと一緒にやっていきたいと思いますが、それによろしいでしょうか。
	(異議なし)

○案件 (3)平成31年度地域包括支援センターの事業評価について

大坊自立・包括支援係主査が説明(資料 P100~105)

発言者	内 容
梅村会長	案件(3)について、質問・意見等何かございますでしょうか。
	(質問・意見等の発言なし)

○案件 (4)地域課題について

三上自立・包括支援係主査が説明(資料 P106～108)

発言者	内 容
梅村会長	市レベルの課題が①～④までと非常に多様な問題があります。順不同になりますが、先ほど丹藤先生からお話があった、第一包括の取り組みの評価、5番、6番についてです。5番が虐待について、権利擁護をどうしたらよいかなど虐待事例の相談支援体制の強化について、ご意見がありますでしょうか。
川村委員	先ほどから情報共有の話がでています。虐待事例では、プライベートなことにかかなり踏み込まないと根本的な解決ができないと思いますが、シビアなこと、家族構成のように戸籍に関わることなどはどこまで情報共有できるのか。以前、情報共有する時に個人情報の保護の壁があると聞いたことがあります、実際どのような壁があるのかお聞きしたい。
梅村会長	相談する場所で個人情報を守られればいい訳ですが、実際、相談する場所というのはどこになるのでしょうか。見つけたり見つけられたりというのはどこになりますか。
三上自立・包括支援係主査	高齢者に限らず、子どもでも虐待を見つけたら、国民は通報する義務があり、通報先というところでは、高齢者虐待に関しては警察、市、包括支援センターが相談や通報の窓口になっております。
梅村会長	市や包括が窓口になっているということです。先ほど個人情報の保護の壁ということがありましたが、それを漏らさないということで、適正に守られているとは思いますが、いかがでしょうか。
三上自立・包括支援係主査	地域包括支援センターには市と契約して業務を行っていただいております、個人情報の保護、守秘義務を課しており、必要などころでの情報共有にはなりません。しかし、地域包括支援センターは虐待のあった世帯に出向いて直接お話を聞いておりますので、まずは直接聞いた情報を大事にして活動しています。
梅村会長	まずは、包括支援センターが個人情報の保護を図るということで、それが第一歩だと思いますが、川村委員よろしいでしょうか。
川村委員	わかりました。ありがとうございました。
梅村会長	他に、個人情報の保護に関して、民生委員の大湯委員いかがでしょうか。
大湯委員	民生委員は個人情報を保護するようと言われてますが、厚労省の全国的な会議に行った時に、民生委員は、個人情報の保護を表立っていわれれば活動ができない、情報共有の範囲に留意し、きちんとやってくださいということを言われました。市に帰ってきて、民生委員の会議でも個人情報を守らない人は民生委員を辞める覚悟でいてくださいと言われております。

梅村会長	民生委員も包括も個人情報の保護については、極めて厳格に守るようになっているということです。その中で、相談体制もしっかりとさせていただければと思います。
丹藤委員	一般的な個人情報の保護となると、個人情報を暴露された人が被害を受けたと意識があれば訴えることができます。高齢者や認知症の場合、情報が暴露されたとしても訴えることができないし、それによって被害を受けるかもしれない。医師であれば、医師法に守秘義務があり、罰則規定がある中で仕事をしています。介護の方にはそういった罰則がないので、家に帰ってちょっと話したことが地域に広まってしまい問題となった場合、結局みんなが介入しにくくなったり、携わらないということにどんどんなっていくと思います。個人情報を扱う業種については、適正に個人情報を扱っていることを監視する体制がとれれば、高齢者の人たちのためにもなるし、働く側のやり方もよくなり安心して仕事ができると思います。
梅村会長	個人情報の保護について安心できるシステムをとということです。民生委員も包括も準公務員の扱いになっていると思いますが、機密の保持についてはいかがでしょうか。
大湯委員	民生委員は非常勤の地方公務員になっています。
相馬介護福祉課長補佐兼自立・包括支援係長	包括支援センターの職員も公務員と同様に個人情報を口外しないという規定になっておりますので、そこは問題ないと思います。ただ、虐待に関しては色々なところから情報を聞いて確認する場合があります、トラブルにつながる可能性がありますから、慎重に情報収集していかなければならないと思います。包括に関しては、先ほど川村委員から出された戸籍の部分の扱いはできませんので、戸籍に関する事務は市の職員が行い、身内を探して対応することになります。知り得た方に対するアプローチは、包括と一緒にやっていく場合もありますし、ケースバイケースで協力してやっていくことになると思います。
丹藤委員	個人情報を扱っているということが、オープンになっていけばよいと思います。オープンになっていないと扱っていること自体がわからないし、何をされているのかわからないという疑念が生じてしまいます。例えば個人情報を扱う時に、市に個人情報を扱った事例が現在進行中であることを届けておくようなシステムがあればいいと思います。
梅村会長	大学病院の電子カルテは、カルテを見た人が後でわかるようになっています。包括の方も、そのようなシステムがあれば、何かあった時に見た人の特定につながり、大事な情報を扱っている立場にあることを理解することにもなると思います。
川村委員	個人情報の扱いを厳格にして漏らさないというお話だと思いますが、一方で、積極的に個人情報を提供する場面が生じることもあると思います。目的外使用をあまりにも厳格にしすぎるために、本来なら情報共有すべき場合にも情報共有がされず、逆に不都合が生じるという問題点があるのではないかと気がなりましたので、そのような不都合があったら教えていただきたいです。積極的に共有するというのであれば、市が持っている情報を場合によっては提供する必要もあるのではないかと思います。例えば医師に家族構成をお伝えする時に、個人情報の壁があったらまずいのではないかと気がなりましたので質問させていただきました。
梅村会長	個人情報の取り扱いは非常に難しいと思います。認知症の場合や精神疾患の場合は、自分から言うことができませんし。精神疾患がある場合は、どこまで情報を開いているものですか。

三上委員	患者さんのということですか。公務員ですので、その場限りということで、留めるようにはしているかと思います。
梅村会長	精神病院では精神科医がその辺をきちんと管理していると思います。包括支援センターも公的な機関ということで、出すべき情報は出し、止めるべき情報は止めて、これからもしっかり情報を管理していただきたいと思います。
梅村会長	先ほどの6番目に移ります。一人暮らしや身元保証人がいない人の緊急時の入院や入所の対応をどうしたらいいかということですが、どういった支援の方法があるでしょうか。久保杉さん、いかがでしょうか。
久保杉委員	福祉事務所の方では、生活保護の受給者で緊急入院という場合が想定されます。身元引受人がない場合、医療機関では入院をお断りしたり、施設でも入所をお断りする場合がありますと聞いています。そういった時に困らないように、事前に後見人制度など様々な制度を利用して準備しておきましょうということだと思いますが、実態としては、自分はまだ大丈夫だからと準備を先送りしているような感じを受けます。既存の制度を使えるのであれば、事前にケース会議などをやってどのような制度が使えるのか整理しておく必要があるのではないかと思います。
梅村会長	地域ケア会議の個別会議で検討しておくのと、いざという時にさっと動けると思います。弘前に権利擁護支援センターができましたが、そこに包括が相談するということもあるんですね。権利擁護の後見人について、社協の島さんいかがでしょうか。
島委員	社会福祉協議会で法人後見を始めたところ、相談者がどんどん来ている状態で、対象者が亡くなった場合はその対応でかなり忙しくなります。非常に需要があるんだなということを感じています。相談の窓口になっている包括も対応が大変だろうなと思います。
梅村会長	権利擁護支援センターに聞くと、受任調整会議というものがあり、そこで色々な相談ケースについて、法人後見にすべきか専門職後見にすべきかを振り分けているということです。専従は一人しかなくて、いろいろなところに振り分けているようですが、それでも市民後見人もいて、けっこううまくいっているということを聞いています。成田さん、その市民後見の話は聞いていますか。
成田委員	市民後見人が数人いて活動しているということは聞いています。
梅村会長	市民後見人の受託を引き継いで、育成していて、非常にうまくいっているという話を聞いています。

<p>小川委員</p>	<p>権利擁護支援センターの市民後見人の養成は、全国でもかなり充実していますが、一方で養成された市民後見人にケースを送れないというところもあります。弘前圏域権利擁護支援センターは、きちんと市民後見人のフォローアップがされていて、大変先駆的な活動として評価されていると聞いています。後見人の受任者が少ない中で、大変有効な方法だと思います。</p> <p>権利擁護については、概念が難しいと思います。包括のところ、何をどこまでするのか。権利擁護案件は「包括が担う」となると、すごく大変だろうと思います。例えば今回課題に挙げられている8050問題にしても課題が何を表すのかということは事例によって多様になってくると思います。その中には精神障がい、知的障がいを抱えずと家にいらっしゃる方もいれば、虐待の問題を含んでいる場合もあります。あるいは、相続が発生して後見がらみだとか法テラスとの連携が必要だということもあります。市と包括が事例を共有していく中で、8050の案件だと、どういう流れで、どういう関係機関を巻き込んで、どういう対応が可能なのかというところを検討してもいい段階なのではないかと思います。事例を通し流れがイメージできるようにすると、包括も安心できるのではないかと思います。</p> <p>課題はきれいに浮かび上がってきていますが、出口が見えないと、包括も市も共倒れになってしまうのではないかと危惧されます。出口までの流れが今後課題であると思います。</p> <p>身元保証については、基本的に病院も施設も身元保証人等がないという理由で、入所・入院を断ることはできないことになっているかと思っています。現状では、虐待ケースで興奮状態の方の場合、入所または入院をしていただくと、対応する現場に負担がかかり、難しいところもあるかと思っています。しかし、身元保証人がいないことで断っていいんだという共通認識が図られている可能性があり、これを修正していく必要があるだろうとは思っています。</p> <p>身元保証の問題については、用語が身元引受人なのか身元保証人なのか、連帯保証人なのか、単なる連絡先の人なのか、全部ごっちゃになり、現場の職員も混乱するので、用語の整理と法律の整理をし、さらに現場のバックアップ体制を考えていけると大分前に進むのではないかと考えます。</p>
<p>中村委員</p>	<p>質問です。南部包括の市への提言に、身元引受人がない方の支援について、第二層生活支援コーディネーターを配置すると書いてありますが、第一層、第二層がどう違うのか。また、コーディネーターは、身元引受人の代わりになるということなのか、あくまでコーディネートするだけなのか、教えていただきたい。市では、コーディネーターの設置に向けて検討中ということですが、その進捗状況について教えていただきたい。認知症が高度に進んだ場合などは、財産管理が一番大きな問題になると思われませんが、家族との軋轢がある方だと後見人とトラブルになる場合もあると聞いています。実態を教えていただきたい。</p>
<p>大湯委員</p>	<p>民生委員の立場で今年の3月に経験したことです。一人暮らしで認知症の方がいて、保証人がいなければ施設に入れられないという事例の相談を受けました。他県に甥がいましたが、コロナの自粛があったためにすぐに来てもらうことができず、包括と協力してどうにか対応しました。その場合に、保証人になってくださいとお願いしたら兄弟が昔から仲が悪くてやりたくないと言われました。その時は社会福祉協議会の方で後見人になってもらい、施設に入れることができました。</p> <p>その他に、一人暮らしで寝たきりの人がいて、見守りをしていた方がいましたが、ある時急にいなくなってしまう、担当のケースワーカーに電話したところ、個人情報だから教えられないと言われました。これでは、民生委員の仕事はやっていられないと思いました。情報共有とはいっても、包括支援センターも市役所もこちらの情報は欲しがれるけれども、自分達の情報は民生委員に流してくれない。民生委員をうまく使うのであれば、こういう事例もあるので見守ってくださいと情報を流してくれれば、活動が楽になるのでないかと思っています。守秘義務が課せられているので、もう少し信用してほしいと思います。</p>

<p>相馬介護 福祉課長 補佐兼自 立・包括支 援係長</p>	<p>生活支援コーディネーターの第一層、第二層の話からしたいと思います。第一層は、市町村全域ということになっておりまして、弘前市では社会福祉協議会に委託しており、1名の方がコーディネーターとして配置されております。第二層の方は、弘前市では7か所の地域包括支援センターがありますので、その7か所に最低一人ずつ配置したいと考えております。県内の市町村の事例を見ますと、社会福祉協議会や地域包括支援センターにお願いしているケースがほとんどです。本市の場合、地域包括支援センターも社協も事業が増えており、新たにコーディネーターを担うことは困難な状況です。その状況を踏まえ、包括の法人に対し、過去に包括の職員であった方で、担える方がいないか打診してみましたが、やれる人はいないという状況でした。同様に、在宅介護支援センターの職員についても打診したところ、在介の職員はほぼ兼務の状態、専任でやっているところがなかなかなく、コーディネーターを確実にやれるところがないという状況です。それをお願いするとなれば、委託を含めた制度設計が必要であると考えています。現在圏域の見直しで、人員増の体制強化と併せて委託料の増額について財政当局と交渉しているところです。</p> <p>第二層の生活支援コーディネーターは、圏域で課題がでた時に、地域の町会長、民生委員、ケアマネなどの関係者を集めて、課題解決の調整を行ったり、高齢者ふれあいの居場所の開設をサポートするなどの役割を担うことになっております。生活支援コーディネーターが身元引受人を担うということではありません。</p>
<p>梅村会長</p>	<p>生活支援コーディネーターは身元引受人にはならないということです。先ほどもお話がありましたが、最後はやはり入所・入院は拒否できないということで、現場で判断せざるを得ないということだと思います。</p> <p>今お話がありましたように、地域のケアマネと連携して様々なことをやるということですが、地域で働くケアマネや介護事業者を包括が連携して支援していくという仕組みは、多様な社会資源の開発の中でも必要になってくると思いますが、地域のケアマネへの支援ということで、成田委員いかがでしょうか。</p>
<p>成田委員</p>	<p>地域のケアマネにとって、包括支援センターが後方支援してくれるおかげで安心して仕事をすることができ、包括支援センターの存在が非常に大きいと思います。困難事例や虐待事例への対応において、ケアマネだけでは解決できないものがたくさんありますので、まずは地域包括支援センターに相談に行くことが必要でしょうし、包括と市役所との連携も必要なことだと感じております。</p>
<p>相馬介護 福祉課長 補佐兼自 立・包括支 援係長</p>	<p>包括支援センターでは、圏域の居宅介護支援事業所と連携して定期的に会議を行ったり、その中で主任ケアマネが中心となって研修会を開催するなど、包括とケアマネが顔の見える形で活動していただいています。市としても、包括から相談があればその都度やり取りをしていますし、定期的な連絡会も開催しています。また、包括の職員に認知症地域支援推進員を担っていただいております。連絡会を開催し、市の担当者と頻繁にやり取りをしています。</p> <p>民生委員との連携に関しては、包括の職員が民生委員の集まりに定期的に出席して、顔の見える関係づくりを行っております。市でも連携をうまくやっていけるような体制づくりを今後も進めていかなければならないと思っています。</p>
<p>梅村会長</p>	<p>地域ケア会議でもそういった問題をうまくやっていただきたいと思っています。医師会も地域ケア会議に積極的に参加するようにしております。歯科医師会や薬剤師会も、かかりつけ歯科医師、かかりつけ薬局として地域ケア会議に積極的に参加して、アピールしていただきたいと思っています。</p> <p>移動支援について何かありますか。相馬さん、いかがでしょうか。</p>



相馬委員	<p>私は民生委員を10何年勤めました。住民と接する時、民生委員の肩書をもって接すると、受ける方が心を開いてくれないことがあります。もっと気楽に話をして情報を伝えるというような対応が必要であると思います。</p> <p>先ほど個人情報保護のことが出ていましたが、それを考えてしまうと何もできないし、情報をお互い交換して良い方にもっていくという考え方が必要であると思います。</p> <p>自分は今老人クラブの会長をしていますが、会合があっても来られない人がいます。来られない人の中には、仲間が迎えに行くよと言っても、歩くのが不自由であったり、家族から周りに迷惑をかけるから行くなと言われてる人がいます。老人クラブは、語り合い、笑う機会を設けて日常を楽しませるためのものですので、積極的に送り出すような家庭であってほしいと思います。</p> <p>また、隣組というものをもっと有効に活用することができればいいと思います。今後、老人クラブでは認知症のことをみんなで考えなければならないと思っています。昔であれば、認知症は隠さなければなりませんでしたが、それだと誰も手伝いにもこなくなってしまう。思いやりのある隣組になって欲しいと思いますし、そのためには仲間意識を育てるようにしていかなければならないと思います。</p>
梅村会長	<p>今の発言は、顔の見える関係、気軽に話し合える関係づくりのことだと思いますが、地域ケア会議やいろいろな場でも、民生委員やかかりつけ医、ケアマネ、包括支援センター職員が顔の見える関係で気軽に話し合える関係を作っていただければと思います。</p> <p>いろいろな課題があります。これからこういった課題に対して、様々な団体が協力し合っているものを作っていただければと思います。地域課題については以上でよろしいでしょうか。</p>
川村委員	<p>個人情報の保護についてです。情報共有において個人情報保護条例の壁のようなものがあると。今すぐは難しいと思いますが、条例の所管部署で、何が問題なのかを論点整理して、一覧にいただいた方がいいと思いますので、提案させていただきたい。</p> <p>また、先ほどからの議論を総合すると、成年後見の需要が多いということ、死亡後の財産管理や8050問題にあるように申請契約が進まないということを見ると、弁護士だけではなく、行政書士や司法書士との連携が必要になってくると思います。</p> <p>コスモス成年後見サポートセンターでは、今年度から弘前圏の権利擁護支援センターとも連携をとってようやくこれから動き出すことになるかもしれませんが、市民後見人を育成するのもいいと思います。しかし、我々自体のアピールが不足しているのかもしれませんが、今ある資源をなぜ活用しないのかということが以前から疑問でした。情報共有ということからすると、権利擁護センターが中核になることはわかりますが、色々なルート、市との連携を加味した場合、明らかに成年後見が少なく今後の課題であるということ指摘させていただきたい。</p>
梅村会長	<p>成年後見については、今後の課題ということで、今後もぜひ進めていっていただきたいと思います。地域課題については、これで終わりたいと思います。</p>

○案件 (5)その他

三上国保年金課国保健康事業係総括主幹が説明(当日配布資料1、2説明)

発言者	内 容
梅村会長	<p>高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施したいということで、この地域包括支援センター連絡協議会に小委員会を設置したいとのことですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
梅村会長	<p>それでは小委員会を作ることにしたいと思います。 小委員会のメンバーについてですが、自薦、他薦ありますか。</p>

	(自薦、他薦の発言なし)
梅村会長	ないようですので、私から案を出したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
梅村会長	<p>それでは、私の方から委員を指名させていただきたいと思います。</p> <p>医療関係としては、弘前歯科医師会の中村委員、弘前薬剤師会の前田委員、弘前市医師会から私の3名を推薦したいと思います。次に福祉関係から介護支援専門員協会の成田委員、社協の島委員、民生委員の大湯委員、学識経験者として弘大の丹藤委員の計7名で小委員会を構成したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	(異議なし)
梅村会長	<p>異議がないようですので、この方々に小委員会をお願いいたします。小委員会で、十分議論を尽くしていいものを作っていただければと思います。</p> <p>すべての案件が終わりましたが、そのほかに皆様から何かありますでしょうか。</p>
	(発言なし)
梅村会長	せつかくの機会ですので、包括から本日の感想をいただければと思います。
第一地域包括支援センター (オブザーバー)	皆様に今後とも教えていただきながら活動していきたいと思います。今日の会議のようなご助言をいただけると、見通しが立って非常に活動がしやすいと感じています。今後ともよろしくお願ひします。
第二地域包括支援センター (オブザーバー)	皆さんからいただいたご助言等を参考にしながら今後も業務に努めていきたいと思っています。どうもありがとうございました。
第三地域包括支援センター (オブザーバー)	包括支援センターの業務は多種多様に渡っており、困難なケースがたくさんございます。その都度、関係機関の皆さんにご相談し、ご意見をいただきながら、今後も業務に励んでいきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

<p>東部地域包括 支援センター (オブザー バー)</p>	<p>ふだん仕事をしていて、施設によっては身元保証の意味がずいぶん違うということを感じております。そのような時には、地域包括支援センターでその方に対してできること、生保受給者であればケースワーカーができること、後見人がつけば解決されるようなことなどを説明することで、身元保証人がいなくても入所できる人など様々あります。ただ、身元引受や連帯保証などを期待して身元保証人が必要だという施設に対しては、後見人がついたからといって入所できるわけではありません。理解・判断力が著しくは低下していなくて身寄りがない人については入所できない方もいます。後見人がついたからといって地域課題全部が解決できるわけではないことをすごく感じました。課題となっていることが何なのか、伝わりやすいようによく整理する必要があるんだなということをすごく感じました。次回の会議で活用できるように、日頃の仕事を頑張っていきたいと思いました。</p>
<p>西部地域包括 支援センター (オブザー バー)</p>	<p>皆さんの意見はすごく勉強になりました。個人情報への壁については、私たちも困難ケースや虐待ケースに携わっていく上で、大変さを感じています。それをどううまく活用していくかのヒントを得たような気がしました。一層、市の方と協力しながらやっていきたいと感じています。今回このように参加できてよかったですと思います。ありがとうございました。</p>
<p>南部地域包括 支援センター (オブザー バー)</p>	<p>日々相談がたくさんあり、虐待や後見人の相談があると、戸惑ったり苦慮することが多いですが、今後もケアマネの後方支援であったり、わからないことは市役所の方に相談しながら、また地域のことは民生委員に相談しながら頑張っていきたいと思いました。</p>
<p>北部地域包括 支援センター (オブザー バー)</p>	<p>地域課題についてのご意見等々お聞かせいただきました。北部地域は、郊外、過疎地域ということで、社会資源が相当少ないという現状があります。これから新しく社会資源ができていくということも考えにくいですし、スマートシティ構想など市の方から出されているものもあります。その中で高齢者自身が地域の中で暮らしていくとした時に、互助機能が大幅弱くなっているという現状があります。そういうところにもアプローチしながら支え合って暮らしていけるような地域づくりを進めていければと思っています。今日は色々ありがとうございました。</p>
<p>梅村会長</p>	<p>それではこれで終わりたいと思います。どうもお疲れ様でした。</p>